

大江町の小中学校のあり方基本方針

令和7年6月

大江町教育委員会

I 大江町の小中学校の現状と求められる学校教育

1 方針策定の目的

町教育委員会では、令和2年9月に策定した『大江町教育プラン』（第3次大江町教育振興計画）で「将来的に少子化が進む中において、子どもたちが最善の環境で学べるようにするために、適切な規模の学校のあり方や小中一貫をも含めた検討のための準備を進める」と示しました。そして、令和5年7月に「大江町の学校のあり方検討委員会」を設置し、「大江町の小中学校のこれからの望ましいあり方」についての答申を令和6年11月に受領しました。この検討委員会の結果を踏まえ、「大江町の望ましい教育環境」の実現のため、ここに町教育委員会としての基本方針を策定します。

2 本町における学校教育の現状と課題

（1）学習状況や不登校

近年の本町の児童生徒の学習課題に対する特徴としては、無回答率は低くあきらめずに粘り強く取り組む良さがあると考えられます。一方で、国語での与えられた情報を整理・分析してまとめる力、算数・数学での、得られた知識等を生かして考え、活用する力に課題が見られます。

また、全国的な傾向と同様に本町の不登校の人数は、コロナ禍以降年々増加傾向にありましたが、各学校の教職員の努力はもとより、校内教育支援センターの設置や社会教育との連携による居場所づくり事業、教育相談員の配置等の対策により、増加傾向に一定程度の歯止めがかかってきている状況です。しかし、不登校児童生徒数を見てみると、小学6年と中学1年で相対的に多くなっている状況が見られ、中学生になって新たに不登校傾向になることも見られます。不登校の要因はさまざまで、一概に断定できませんが、小学校から中学校への環境変化に対応できていない生徒も少なからずいるのではないかと考えられます。

これらのことから、主体的に学習に取り組み、互いに認め合えるような協働的な学びを踏まえた学習活動を行っていく必要があると考えられます。

（2）児童生徒数

令和6年4月1日までの出生数から、令和12年度までの町立小中学校の児童数・学級数が予測できます（以下に示す推移予測は、支援学級を考慮していないこと、転入転出による児童数の異動や区域外就学の可能性があることから、変動する可能性があります）。

令和6年5月1日時点での町内の児童生徒数は479人で、10年前の平成26年度の610人と比較すると131人少なくなっています。また令和7年度には左沢小学校は200人を割り込み、本郷東小学校は100人未満となる見込みです。6年後の令和12年度には町内の小学生は145人、中学生は139人で児童生徒数は284人となり、各学校の小規模化が一層進むことが推測されます。この児童生徒数で推移した場合、本郷東小学校では3年後の令和9年度には複式学級が発生し、令和11年度には二つの複式学級、令和12年度には全ての学年が複式学級

となります。

児童生徒数の急激な減少により、今後の学校の教育環境は大きく変化することになり、教育課程や活動など多くの影響が考えられます。

《町立小中学校の児童生徒数、クラス数予測》

左沢小学校	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
1年	24	27	22	22	20	14	8
2年	37	24	27	22	22	20	14
3年	28	37	24	27	22	22	20
4年	34	28	37	24	27	22	22
5年	44	34	28	37	24	27	22
6年	34	44	34	28	37	24	27
計	201	194	172	160	152	129	113
クラス数	8	8	7	7	7	6	6

本郷東小学校	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
1年	17	9	5	6	4	3	5
2年	14	17	9	5	6	4	3
3年	19	14	17	9	5	6	4
4年	12	19	14	17	9	5	6
5年	22	12	19	14	17	9	5
6年	25	22	12	19	14	17	9
計	109	93	76	70	55	44	32
クラス数	6	6	6	5	5	4	3

※2～6年生は2つの学年を合わせて16人以下、1年生は2年生と合わせて8人以下で複式学級

大江中学校	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1年	53	59	66	46	47	51	41	36	27	28	24
2年	52	53	59	66	46	47	51	41	36	27	28
3年	64	52	53	59	66	46	47	51	41	36	27
計	169	164	178	171	159	144	139	128	104	91	79
クラス数	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	3

(3) 学校施設

町内の学校の教室棟の施設は耐震補強や環境に応じた修繕を実施しているものの、昭和から平成4年頃までに整備されたものであり、特に中学校の普通教室棟は昭和50年に建設され今年で築49年となるなど建築から相応の期間が経過しています。

《学校施設の面積と経過年数》

施設名	建物名	延床面積	建築年	経過年数
左沢小学校	校舎	4,706 m ²	昭和 61 年	38 年
	屋内運動場	1,336 m ²	平成 21 年	15 年
本郷東小学校	校舎	2,580 m ²	平成 4 年	32 年
	屋内運動場	827 m ²	平成 4 年	32 年
大江中学校	校舎	6,568 m ²	昭和 50 年	49 年
	屋内運動場	1,615 m ²	昭和 51 年	48 年

3 求められる学校教育の姿

(1) 国の示す新しい学び

① 社会情勢の変化と新しい時代の学校教育の姿

近年は、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方は劇的に変わる状況が生じつつあります。これからの時代の働き手に必要となる能力は変化しており、AI やロボットによる代替が困難である新しいものを創り出す創造力や他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要があります。

このような社会情勢を踏まえ、中央教育審議会では新しい時代の教育の在り方について検討が進められ、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）が取りまとめられました。本答申では2020年代を通じて実現すべき『令和の日本型学校教育』の姿として、全ての子どもたちの可能性を引き出す、『個別最適な学び』と『協働的な学び』を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることで『子どもの資質・能力の育成』を図ることが重要であると示されています。

② 新しい時代の学びとそれを支える環境整備

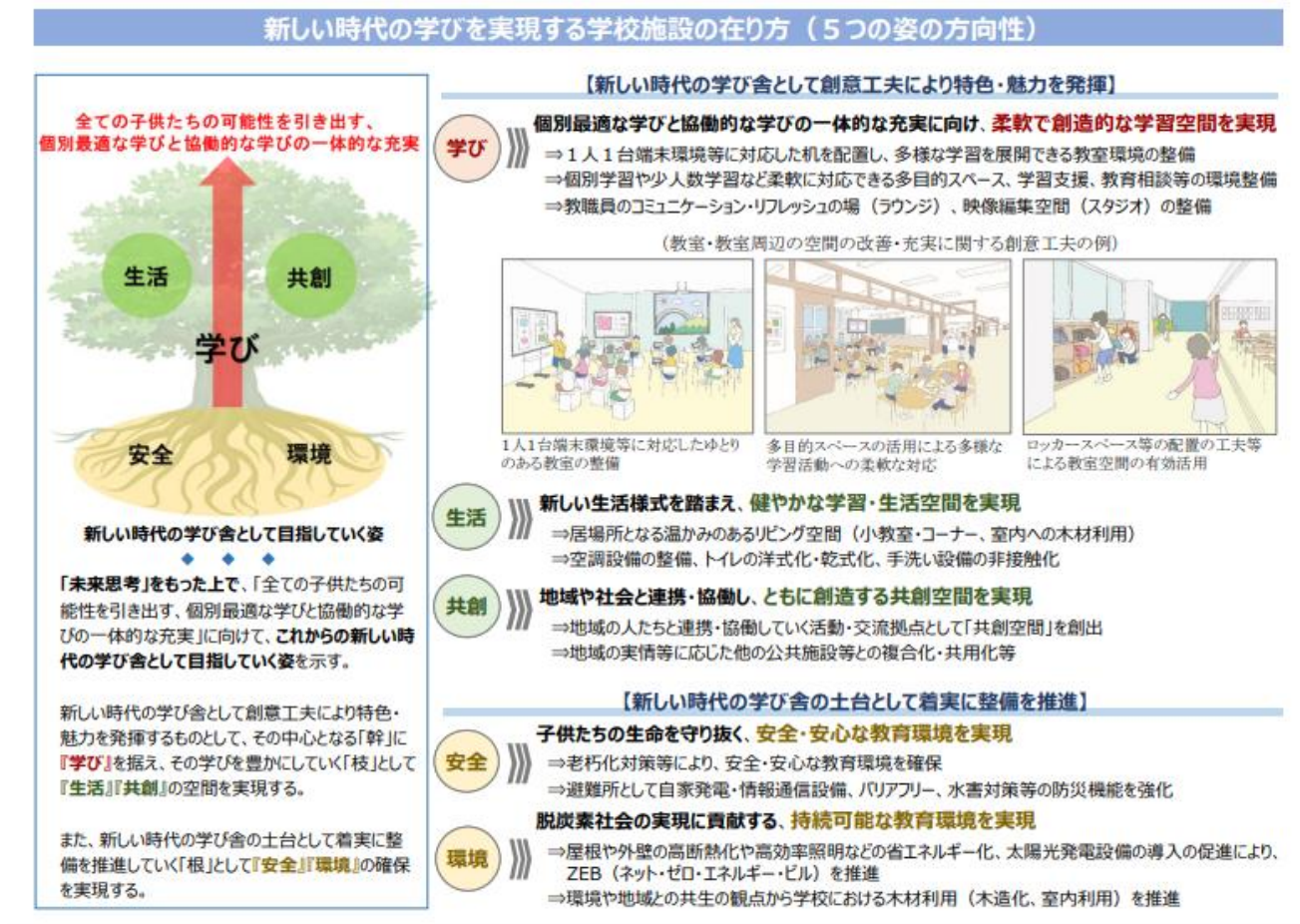
現在の学校施設は、児童生徒の急増期に、標準設計により整備された、画一的な学校施設となっています。一方で、激甚化する災害が全国各地で発生する中、学校施設は地域住民の避難所としての役割も担っていることから、避難生活や災害対応に必要な防災機能の強化をすることも求められています。

このような状況において、文部科学省の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議では令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書を示し、「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育方法、学習活動を自由に展開するための、学校施設のビジョンが提案されています。

この報告書では、『Schools for the Future「未来志向」で実空間の価値を捉え直し、学校

施設全体を学びの場として創造する』を新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）として掲げています。学校施設全体を学びの場として捉え直すことや教室を単一的な機能・特定教科に捉われず多目的な活動に柔軟に対応すること、一人1台端末など時代や社会に対応することなどを「未来志向」の視点としてあげ、その方向性を以下の5つの姿の方向性として提示しています。

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
- 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



※出典：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

(2) 大江町の「教育プラン」と「魅力ある学校づくり」の提言

① 第3次大江町教育振興計画『大江町教育プラン』

町教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものとして、令和2年9月に第3次大江町教育振興計画『大江町教育プラン』を策定しました。大江町教育プランでは理念を「自己実現と共生をめざす心豊かなひとづくり」を掲げ、「共生教育の充実と生涯学習の推進」を基本目標としています。本町は地形上の特徴により、地域ごとに特色のある景観や伝統文化があり、地域ごとに子どもから大人までが協力し合う精神が受け継がれています。町教育委員会ではこのような特性を生かしつつ、それぞれの年代の町民が共に学び共に生きることで、より充実した人生の自己実現を図り、町の良さを生かして新しい時代を生きるための心豊かな人間性を備えたひとづくりを目指しています。

この理念を実現するための分野別の目標の一つとして、「未来を切り拓く力を育む学校教育の推進～子どもたちの確かな未来のために～」を掲げ、以下の施策の実践を挙げています。

- ・社会を生き抜く基盤となる確かな学力の育成
- ・安心安全な教育環境の充実
- ・健やかな心身を育む健康教育の推進
- ・大江町を愛する子どもを育成する教育の推進
- ・変化に対応し、社会で自立できる力を育む教育の推進
- ・特別なニーズに応じた教育の推進

これらの施策の展開により、社会的に自立し、多様な人々と協働し、新たな価値を創造するための資質・能力を身に付けた児童生徒の育成を推進し、学校教育において、これまで推進してきた共生教育をさらに充実させながら、確かな未来を築くための基盤となる学力・豊かな心・健やかな体の育成に努めています。

② 大江町の学校のあり方検討委員会における提言

教育委員会では、令和2年9月に策定した『大江町教育プラン』（第3次大江町教育振興計画）では「児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、施設の老朽化や破損への対応など計画的な学校施設の整備を図ること」、「将来的に少子化が進む中において、子どもたちが最善の環境で学べるようにするために、適切な規模の学校のあり方や小中一貫をも含めた検討のための準備を進める」と示しました。

そして、令和4年10月に、学校のあり方検討委員会に諮る内容について検討するためのアンケート調査や意見交換を行う「学校のあり方検討委員会準備委員会」（以下、「準備委員会」）を立ち上げ、準備委員会では令和5年1月に、「今後の学校のあり方の検討時期等について」のアンケートを実施し、その結果学校のあり方検討委員会を検討すべきという意見の割合は54%となりました。

この結果を受け、教育委員会では、令和5年7月に「大江町の学校のあり方検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、15人で構成する検討委員会で、「大江町の小中学校のこれからの望ましいあり方」について議論を行っていただきました。

検討委員会で実施した町民アンケートでは、およそ7割の町民、保護者の方が二つの小学校を一つにしていくべきとの回答があり、さらには、中学校も一つにした新しいシステムの学校を望む回答も見られました。このアンケートの結果や児童生徒数の現状、将来推計、学校施設の状況をふまえ、小中学校のこれからの望ましいあり方を検討するために大江町の特徴を生かした『魅力ある学校づくり』についての議論がおこなわれました。そして、検討委員会より令和6年11月に「大江町の小中学校のこれからの望ましいあり方」についての答申が出され、以下の3つの提言がまとめられました。

提言 1

めまぐるしく変化する社会や教育の動向、大江町の児童生徒数の減少等を考慮し、小学校と中学校を一つにした新しいシステムの学校（義務教育学校）を創設すること。創設にあたっては、将来にわたり質の高い安定した教育ができる形態や環境を見据え、時期、場所等について十分な検討を行ったうえで進めていくこと。

提言 2

今後、小学校において複数の複式学級の発生が見込まれることから、小学校の先行統合を行い、小中一貫教育を段階的に進め、小学校と中学校を一つにした新しいシステムの学校（義務教育学校）教育が円滑に進められるようにすること。

提言 3

小学校と中学校を一つにした新しいシステムの学校（義務教育学校）を創設する取組と同時に、『大江町だからこそできる魅力ある学校教育（地域の方々と一緒に取り組む探究的な学びや自然を生かした体験活動などを通した「共生教育」）』について、学校のみならず、保護者、地域の方々も含め、大江町全体でさらに深め、共有していくこと。

Ⅱ 義務教育期間の目標と小中学校のあり方の基本方針

1 義務教育期間の目標

現代は将来の予測が困難な時代であり、少子化・人口減少、グローバル化の進展、環境問題などさまざまな社会課題が存在するなか、教育の果たす役割はますます重要となってきました。学校教育においては、そのような予測困難な状況において、子どもたちがこれからの時代を生き抜いていくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。

よって、町教育委員会では、義務教育期間での目標を以下に掲げ、義務教育の9年間の学びを系統立てたものとしていくこととします。

【目標】	自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力を育む
-------------	----------------------------------

令和2年度からスタートしている学習指導要領『生きる力、学びの、その先へ』では、学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしいという思いが示されています。そして、子どもたちの「生きる力」を育むためには、「学びに向かう力と人間性」、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力、判断力、表現力」の3つの力をバランスよく育むこととしています。

本町では、自己実現のために、幸せに生きるため、「生きる力」と「未来を切り拓く力」が大切であると考えています。「生きる力」の土台には、自己肯定感と他者を尊重する心を持つことが重要であり、その心の育成により子どもたちの「生きる力」が育まれます。そして、多様な価値観（様々な人の考え、体験等）を受け入れ、合意形成を図りつつ、各個人が新しい考えを生み出し、主体的に社会で行動できるようにすることで「未来を切り拓く力」を育んでいきます。

2 今後の小中学校のあり方の方針について

「自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力」を育成するために、町教育委員会では、以下の3つの方針を示します。

方針1	子どもたちの「自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力を育む」ため、『共生教育』をさらに深化させた『共生“郷”育』を行い、小・中学校を地域と共に歩む学校にしていきます。
-----	--

方針2	令和10年度に本郷東小学校を左沢小学校に統合し、小学校1校と中学校1校で小中一貫教育をスタートさせ、『共生郷育』を軸にした地域と共に歩む学校の実現を図ります。
-----	---

方針3	『共生郷育』に基づいた大江町らしい小中一貫校として、施設一体型の義務教育学校を令和15年度に創設します。
-----	--

Ⅲ 3つの基本方針の内容

方針1 子どもたちの「自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力を育む」ため、『共生教育』をさらに深化させた『共生“郷”育』を行い、小・中学校を地域と共に歩む学校にしていきます。

(1) 義務教育期間の目標と「共生教育」

令和5年6月16日に閣議決定された、今後5年間の国の教育施策全体の方向性や目標、施策などを定める「第4期教育振興基本計画」では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプト（基本方針）として『持続可能な社会の創り手の育成』及び『日本社会に根差したウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念）の向上』の二つを掲げています。不登校やいじめなど、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人の幸福の確保が必要となっています。

また、本町の最も上位に位置づけられるまちづくりの基本指針である「第10次 大江町総合計画」では、令和2年度から令和11年を目標年度とし、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を町の将来像としています。この「ちょうどいい 幸せ感じるまち」は、一人一人がそれぞれの価値観で感じる幸せの度合いが、期待通りで満足できるまちと定義しています。この総合計画では、少子高齢化と人口減少社会の進展に対し、地域活動の活性化などにより若者から高齢者まで夢や生きがいを持って暮らせる健康長寿社会の実現が謳われています。

町内の小中学校では朝日連峰や最上川、月布川といった豊かな自然がもたらす農林業などの産業や地域の伝承・文化を地域の方々から直接教わり深く学ぶ機会があります。また異文化理解とコミュニケーション能力の育成を目的とした中学生国際理解教育研修や英語学習力向上事業が展開されています。

これらの学びは、子どもたちの貴重な「体験」となり、さらなる「探究」（自分で調べ・考え、友だちと意見を出し合って答えを導くような学び）の機会がつけられ、そして地域の方との「協働」につながります。この体験は子どもたちにとって、多様な人との関わりから自分の良さを気付く機会となり、さらに将来の社会生活に活用できる力を育み、個人の幸福感が高まることとなります。このような学びが大江町の第3次教育振興計画の理念『自己実現と共生をめざす心豊かなひとづくり』の『共生教育』を体現する教育であり、『共生教育』は「大江町だからこそできる魅力ある学校教育」であると確信します。そして、この『共生教育』を深化させていくことが、子どもたちの「自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力を育む」には重要であると考えます。

(2) 『共生郷育』により「地域と共に歩む学校」を

『共生教育』を深化させていくにあたっては、学校・家庭・地域が連携・協働し社会全体で学校や子どもたちの成長を支えることが不可欠です。これまで町内の小中学校では、地域とともにある学校として、学校運営に地域の方々が参加する学校運営協議会を設置した「コミュニティスクール」を進めてきました。今後は、このコミュニティスクールと地域学校協働活

動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校や子どもを取り巻く課題の解決や将来のまちづくりを担う人材の育成に取り組んでいきます。

具体的には、地域学校協働本部(仮称)を教育委員会に設置し、地域の方や保護者、民間企業・団体等の幅広い方々に参画していただき、郷土学習やキャリア教育、放課後子ども教室、地域行事などで学校と連携・協働していきます。

この活動により、子どもたちは多様な他者との協働や関わり、異年齢の交流活動の充実が図られ、豊かな自然や地域社会の中で、ふるさとを想う気持ちや豊かな感性、思いやりの心、公共心、勤労観等を育むことにもつながります。他方、地域の方々にとっては子どもたちや学校への理解や共感の深まり、新たな生きがいやつながりづくりのきっかけとなります。また、このような活動は学校の教育活動を支援することになり、教職員が児童生徒と向き合う時間の拡充や学校教育の充実がより図られることも期待できます。

これまでの学校教育は同学年による「ヨコ」の世代との活動が中心でしたが、子どもたちと関わり育てたいという地域の方々(郷人)が集い、子どもたちが大江町(郷)で、そのような方々とふれあうことにより異年齢の「タテ」の人間関係が創られ、より社会で生きる力が育成されることとなります。さらに、「タテ」「ヨコ」の人間関係のつながりは地域全体に見守られているという安心感がつくられ、ふるさと(故郷)への愛着につながります。このような活動がこれまでの『共生教育』を深化させた『共生郷育』であり、本町では、このような学校・家庭・地域が連携・協働し社会全体で学校や子どもたちの成長を支える環境を整えることで、これまでの「地域とともにある学校」を一步進めた「地域と共に歩む学校」にしていきます。

方針 2 令和 10 年度に本郷東小学校を左沢小学校に統合し、小学校 1 校と中学校 1 校で小中一貫教育をスタートさせ、『共生郷育』を軸にした地域と共に歩む学校の実現を図ります。

(1) 「令和の日本型学校教育」と『共生郷育』

本町では、先述した「自己実現のため、生きる力・未来を切り拓く力を育む」にあたり、学校では『令和の日本型学校教育』で求められるような「個別最適な学び・協働的な学び」を実現していきたいと考えています。

「個別最適な学び」は子ども一人一人の特性や興味関心に応じて、子ども自身が学習を進めていく学びを指します。この学びの実現にあたっては、ICT の活用をしつつ、子ども一人一人の成長やつまづき・悩みなどの理解に努めるため、複数の教員やスクールカウンセラーなどの職員が密に連携し、柔軟に対応できる指導体制を構築することが重要となります。複数の教職員の力を子どもたちに対して最大限に発揮するためには、教職員が児童生徒に向き合う時間の確保や情報の共有・連携が不可欠であり、そのためには、子どもたちを日常から様々な場面で見守っている地域の方々の協力が必要になってきます。

また、「協働的な学び」とは、集団の中で多様な考えに触れ、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを伸長させる学びを指します。この協働的な学びにあたっては、地域や外部の方々と一緒に取り組む探究的な学びや自然体験活動等を通した『共生郷育』により行われることで、より深い心や考えにつながると考えます。

このように「個別最適な学び・協働的な学び」を進めるためにも、『共生郷育』を軸にした地域と共に歩む学校の実現を図っていく必要があります。

(2) 小学校・中学校の適正規模

学校規模の標準は、学校教育法施行規則第 41 条（第 79 条により中学校にも準用）で、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときには、この限りではない。」としています。また「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年文部科学省）」では、小学校は複式学級を解消するためには 1 学年 1 学級以上（全 6 学級以上）であること、さらに全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特性に応じて学級を超えた集団を編成したりするためには、1 学年 2 学級以上が望ましいとされています。

一方、令和 6 年度の町内の児童生徒数による学校の規模は、前述のとおり小中学校は全て適正規模には満たない小規模校となります。今後、本郷東小学校では令和 9 年度より複式学級が始まり、令和 11 年度には複数の複式学級、令和 12 年度には完全複式学級となり極小規模校になる見込みです。

小規模な学校では、きめ細やかな指導がしやすくなるなどのメリットもありますが、複式学級となった場合は、特に班活動や修学旅行、合唱のような集団学習の実施の制約といった児童生徒への影響のほか、教員の特別な指導技術が必要となることや配置される教職員数の減少などの課題も発生します。

「個別最適な学び・協働的な学び」を実現する教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保する必要があると考えます。

(3)『共生郷育』を最も効果的に行うために小学校を町で一つに

『共生郷育』は、子どもの成長を9年間の期間を見通したうえでの活動ができるようにすることが重要になるため、学校毎に設置している学校運営協議会を小中学校で一つに統一し、地域学校協働活動（地域学校協働本部による活動等）と一体的な推進をしていくことが、最も効果的であると考えます。そのため、町では本郷東小学校を左沢小学校に統合し、町で一つの小学校としたうえで、『共生郷育』を推進していきます。

小学校の児童は、これまで各学区で学んでいた活動の場が、朝日連峰のある「川上」七軒地区から、豊かな農作地が広がる「川中」の本郷地区、商工業が盛んな「川下」の左沢地区と町全体を一つとしたフィールドに広がり、低・中学年では町全体の文化や豊かな自然の中での体験活動、高学年では環境や町の歴史を踏まえた生業の体験を行っていくことができるようになります。

そして、中学校では、この小学校の経験をもとに、ふるさとへの誇りと愛着や社会へ積極的に参画する意識を持ち、自らの夢の実現と未来を切り拓く力にしていく活動をしていきます。このような活動の際には、相応の児童生徒数のもと、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動や、協働的な学習が行われることで、より一層の意欲や知的好奇心を引き出すことにつながると考えます。

小学校の統合にあたっては、児童は学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化することになるため、新たな生活に可能な限り戸惑いが生じることがないように学校生活や行事などにおいて、統合前に十分に児童同士の交流活動を行うことが不可欠です。

以上のことから、今後それぞれのフィールドを生かした特色のある教育活動の教育課程を具体化・再編成や児童、教職員、地域の方々が新しい環境にソフトランディングできるよう様々な活動や諸事務への調整・対応をしていき、令和10年度に小学校1校、中学校1校の小中一貫校の体制を構築し、『共生郷育』を軸とした地域と共に歩む学校を実現していきます。

方針3 『共生郷育』に基づいた大江町らしい小中一貫校として、施設一体型の義務教育学校を令和15年度に創設します。

(1) 義務教育学校の創設

町教育委員会では、前述のように「自己実現のために、生きる力・未来を切り拓く力を育む」ため、『共生郷育』を推進し、令和10年度に小学校一つ中学校一つとします。この小中一貫校では、児童生徒の情報交換などを密にしながら運営を行っていきませんが、義務教育9年間を見通した学びと育ちをより強固に結び付けるため、小中学校を一つにした義務教育学校（一人の校長のもとで一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校）を令和15年度に創設します。

義務教育学校の創設により、子どもたちは1年生から9年生までの異学年交流を行うことが容易になり、上級生に対する敬いや憧れ、下級生に対する思いやりの心などが互いに育まれます。また、生活のきまりや学習スタイルが9年間統一されることにより中1ギャップが緩和され、安心と期待感を持って学校生活を送ることができるようになります。さらに、学習面においては、小学校課程の一部に教科担任制の導入がより進み、中学校の専門性を持った教員が授業を行うことも可能になります。

また、これまでも小中学校の情報交換や研修を行うなど連携を密にしてきましたが、施設一体型の義務教育学校の創設により、学校や教員にとっては、より児童生徒一人一人の良さを多面的・多角的に見ることができるようになります。さらに、小中学校9年間を見通した教育課程の編成、一定規模の児童生徒数の確保や異学年児童生徒の交流の促進、特別支援教育における連携体制の強化、教員の指導体制や指導方法の改善、保護者や地域との協働関係の強化を図ることができるようになると思います。

現状では、令和15年度の中学校の生徒数は91人の4学級と想定されており、現在の中学校よりも生徒数は80人程度少ない学校規模となります。この「ヨコ」の人数の減少による、社会や人間関係のつながりの希薄化を異学年の交流による「タテ」の関係性を創ることで解消を図ります。

令和15年度に創設される義務教育学校では、それまで『共生郷育』で進められた小学校・中学校の地域と共に歩む学校に基づいた形で存在するように取り組んでいきます。町内に一つの学校として、地域の方や外部の方が参画する学校運営協議会と地域学校協働活動が、一つの学校の組織の中で進められるようになります。

(2) 義務教育学校の創設時期と場所や建物の建設または改築の方向性の決定時期について

小中一貫教育は平成27年の学校教育法等の改正により、平成28年度から義務教育学校、小中一貫型小・中学校の二つの形態で制度化されました。文部科学省の「令和4年度学校基本調査」では令和4年度の小中一貫教育を行う学校数は全国で1044校あり、うち義務教育学校は178校となっています。

これまでの全国の小中一貫教育の事例では、授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童

生徒の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少、教職員の小中学校間における授業観や評価観の差の縮小、保護者・地域との協働関係の強化といった取組の成果がでていと報告があります。

また、その一方で、9年間の系統性に配慮した指導計画の作成、時間割や日課表の工夫・施設使用時間の調整、児童生徒の人間関係の固定化への配慮、小学生高学年におけるリーダー性や主体性の育成、教職員の意識などについて課題があげられています。これらの成果や課題は、学年段階の区切りの見直し、教科担任制や相互乗り入れ指導、異学年交流、施設の形態やマネジメント体制によって変わる可能性があるため、それらについては今後十分に検討していく必要があります。

さらに、小学校と中学校が統合され学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要です。こうした問題がなるべく生じないように、学校生活や行事などにおいて、創設前に十分に児童生徒同士の交流を行うことが重要となります。

これらのことから、義務教育学校を創設する時期については、小中一貫教育の成果を最上級に高め、課題や統合前の交流事業などについて最大限に対応をするために、今後、十分な時間をかけて検討をする必要があると判断し、令和15年度を目指すこととします。令和15年度には児童生徒数から推測される学級数は10学級で、小学校が6学級、中学校が4学級となることが推定される時期になります。

学校の創設にあたっては、教育委員会の目標が達成される教育環境とすることや児童生徒、教員が安心安全で過ごしやすく、また前述の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の報告にあるような現代の学校に求められる様々な機能の充実が図られるよう検討をする必要があります。さらに先進事例の研究や既存施設の状況の再確認等を行う必要もあるため、令和8年度に義務教育学校の場所や建設または改修の方向性を示すこととします。

なお、令和15年度までの義務教育学校の開校までの今後の進め方については後述することとします。

IV 義務教育学校開校までの進め方について（予定）

・今後の進め方については、「小学校統合準備委員会（仮称）」及び「義務教育学校開校準備委員会（仮称）」を設置し、本方針に沿って具体的な検討を行いながら、基本計画等を順次策定し、創設を進めていきます。なお、令和8年度に場所や建設、改修の方針決定後、その内容に基づき工程が変更となる可能性があるため、あらためてスケジュールを示すこととします。

